

死亡災害速報

当月掲載分 12件12人 (平成18年累計48件48人)
 前年同期号掲載分 3件3人 (累計31件31人)

月日・署別	業種 労働者数	事故の型 起因物	性別・年齢 職種	発生状況
8月12日(土) 11時30分 (加古川 8)	建設業 9人	高温・低温の物との接触 環境等	男・32 作業者	立坑復工架設作業を行っていたところ、11時30分ごろ、被災者が休憩したいと申し出があり、少し日陰で休憩した後、仕事に戻ったが、11時55分ごろ、再度、休憩を申し出、日陰で休憩し、5分後、現場へ戻ろうとふらついているのを同僚が発見し、制止し、水をかけ、スポーツドリンクを飲ませ病院に搬送したが、17時45分頃、死亡した。
8月13日(日) 3時45分 (姫路 8)	商業 4人	交通事故(道路) 物上げ装置・運搬機械	男・32 配達員	凸溝担当区域へ向かう途中、信号のない交差点を北から南へ通過しようとしたところ東から来た乗用車と衝突し、現場西側の川に転落。頭などを強く打ち死亡したもの。
8月11日(金) 17時30分 (姫路 9)	製造業 60人	はされ・巻き込まれ 動力機械	男・37 製造工	そうめんの原料(小麦粉、食塩水)を練り機で練る工程で、当該工程が間もなく終了する見込みとなつたため、機械停止後に練り機の点検・清掃をするように上司から指示を受け、機械の前で待機していた被災者が練り機の攪拌機に上半身を巻き込まれたもの。
8月17日(木) 8時10分 (西宮 6)	その他の事業 15人	はされ・巻き込まれ 物上げ装置・運搬機械	男・62 その他の職種	マンションの新築工事現場において、駐輪場の自転車用ラックを4tトラックにて搬入してきた業者が、被災者の誘導でパックで進入し、立体駐車場前で一旦停止し被災者とトラック運転手が話しをしていたところ、駐輪場の施工業者からトラックを駐輪場の近くへ移動するよう指示があつたため、トラック運転手がトラックを再度駐輪場の方へ移動させたところ、マンション1階階段の壁とトラックの荷台に頭をはされ死亡した。敷石の選別作業中、ベルトコンベアのベルトとローラーの間に挟まれたもの。
8月25日(金) 13時30分 (神戸西 4)	運輸交通業 40人	はされ・巻き込まれ 物上げ装置・運搬機械	男・69 その他の関連作業者	
8月28日(月) 11時15分 (西宮 7)	建設業 50人	崩壊・倒壊 仮設物・建築物・構築物等	男・71 解体工	3階建ての鉄骨コンクリート造の建物の解体工事において、被災者は屋上のペントハウスの南側壁の解体作業の内、アセチレンガスを用いて鉄骨を溶断する作業を行っていた。被災者が南側の鉄骨の溶断作業を行い、その後ロープ等で引っ張って壁を倒す予定であったが、被災者が溶断作業を行なっている際に南側壁面が突然被災者側に倒れてきて頭部以外を挟まれて死亡したるもの。
8月28日(月) 10時20分 (加古川 9)	製造業 6人	墜落・転落 仮設物・建築物・構築物等	女・55 その他の職種	小学校において、給食調理員3名で、本館4階の配膳室の清掃を行っていた際に、窓拭きを行っていた被災者が、外側の窓ガラスを拭くために、3階の庇の上に降り作業を行なっていたところ、被災者が、庇の上から墜落し、11.5メートル下の地面に激突したものの。
5月25日(木) 2時25分 (神戸西 5)	運輸交通業 23人	交通事故(道路) 物上げ装置・運搬機械	男・43 運転者	出荷の為、普通貨物自動車により大阪南港へ向かう途中、信号待ちで停車中の大型貨物自動車に後方から追突したもの。
7月4日(火) 19時20分 (神戸東 3)	貨物取扱業 10人	激突され 物上げ装置・運搬機械	男・62 清掃作業者	神戸市の岸壁において、建設発生土(残土)を船にコンベア等を使用して積み込み作業を5名で行っていた。積み込み作業終了後、一旦全員で船の中心あたりの岸壁で待機していたが、被災者は船の出港準備のため、船尾側の係留用ロープを船尾からもつと離れたビットから外すため一人で岸壁を移動していたところ、係留用ロープに激突されたものと思料される。
8月30日(水) 15時30分 (但馬 4)	建設業 14人	墜落・転落 環境等	男・42 土工	林道の建設工事において、山林の斜面で、被災者がチェーンソーを用いて木を伐採していた。暫くチェーンソーがアイドリング状態であったので、同僚が作業現場に行くと、被災者が倒木の横で倒れていた。被災者が倒れていたのは、伐採の位置から約10メートル下方である。伐採した樹木が被災者の方へ倒れたか、伐採時に被災者が滑落し、倒木に巻き込まれたものと考えられる。
9月2日(土) 9時15分 (加古川 10)	製造業 7人	飛来・落下 その他の装置等	男・61 機械工	工場内において機械加工の終わった金属製品(約1.5m×3m×0.7m/重さ約1.5トン)を3本の玉掛けワイヤで吊り、クレーンを使用して出荷位置に移動させ、3本のワイヤのうち1本だけ長かつたため、ワイヤの長さをそろえるために荷の下部において使用していたシャックルのピンを外したところ、荷の一方が落下し、腰骨から下をはされ、内臓破裂により死亡した。
9月4日(月) 12時35分 (淡路 3)	建設業 1人	交通事故(道路) 物上げ装置・運搬機械	男・72 作業者	県道道路工事の雑木伐採作業を行ない12時から13時まで退避レーン外の草むらで休憩していた被災者に、加害車両が運転していた自動車が何らかの事由により退避レーンに駐車していた2トンダンプトラックに接触した後、被災者を巻き込みながら道路側の標識に衝突し停止したもの。被災者は加害車両の下敷きになつて死亡した。

1. 平成18年9月号掲載の7月6日西脇署管内での発生事故は、取り消されました。
 2. 平成18年6月号掲載分の内、3月24日伊丹署管内で発生した死亡事故は、左記の通り変更されました。

発生年月日	変更後	変更前
3月24日(金) 業種	建設業 土木工事業	農林業